平成27年度

手術室増設等設計及び改修工事
(大阪市立総合医療センター外1棟)
仕様書

地方独立行政法人　大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター　医事企画部企画課

特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称　　手術室増設等設計及び改修工事(大阪市立総合医療センター外1棟)

2. 施設概要

本工事の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

対象施設(1)

(1) 施設名称　　大阪市立総合医療センター
(2) 敷地の場所　　大阪市都島区都島本通2-13-22
(3) 施設用途　　総合病院等

対象施設(2)

(1) 施設名称　　大阪市都島センタービル
(2) 敷地の場所　　大阪市都島区中野町5－15－21
(3) 施設用途　　複合施設

3.設計与条件

対象施設(1)　　大阪市立総合医療センター

(1) 敷地の条件
a. 敷地の面積　　29,782.15　㎡
b. 用途地域　　商業地域
c. 防火地域　　準防火
d. 地域・地区等　　市街化区域

(2) 施設の条件
a. 施設の延べ面積　　病院　：約　93,102　㎡
b. 主要構造、階数　　：SRC造(B1、B2F)
　　：S造(1～19F、PH1、PH2)

c. 耐震安全性の分類
市設建築物の耐震計画技術指針(平成9年4月付け大阪市都市整備局営繕部)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体　　B'　種
2) 建築非構造部材　　b'　種
3) 建築設備　　b'　種

対象施設(2)　　大阪市都島センタービル

(1) 敷地の条件
a. 敷地の面積　　29,782.15　㎡　(対象施設(1)と同一敷地)
b. 用途地域　　商業地域
c. 防火地域　　準防火
d. 地域・地区等　　市街化区域

(2) 施設の条件
a. 施設の延べ面積　　複合施設　：約　34,793　㎡
b. 主要構造、階数　　：SRC造(B3～B1F、1～11F)
　　：

c. 耐震安全性の分類
市設建築物の耐震計画技術指針(平成9年4月付け大阪市都市整備局営繕部)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体　　B'　種
2) 建築非構造部材　　b'　種
3) 建築設備　　b'　種

(3) 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された改修とは、建築物等(工作物を含む)の躯体の撤去新設及び保護、建物機能や意匠の回復のための模様替え及び修繕をさす。

(4) 建築基準法、消防法、その他関係法令規、条例に従って設計・工事を行う。

4. 改修内容（設計・工事概要）

●別紙の設計・施工要綱書及び添付図面により設計・工事施工を行う。

●設計・施工要綱書は、おおよその工事内容をまとめたものであり、設計の実施にあたっては、改修範囲を含む既存建物の構造及び利用形態等に支障が生じないよう、現地調査及び既存資料の確認、監督職員との打合せを十分に行い、必要に応じて改修内容を見直し、設計に反映させること。

●設計・工事の範囲

建築工事
- コンクリート工事
- 金属工事
- 建具工事
- 塗装工事
- 内装工事
- ユニット及びその他工事(手術室ﾕﾆｯﾄ等)
- 仮設工事
- 撤去工事

電気設備工事
- 電力設備工事
  - 低圧配電盤・分電盤・低圧主幹配線・低圧分岐配線・照明(照明制御含む)・ｺﾝｾﾝﾄ
  - 動力制御盤・開閉器箱等
- 通信・情報設備工事
  - 端子盤・機器収納ﾗｯｸ・構内情報通信網設備(LAN)・構内交換設備(電話)・映像音響設備
  - 情報表示設備（出退表示・電気時計）・誘導支援設備(ﾄｲﾚ呼出・待合呼出)
  - テレビ共同受信設備・監視カメラ設備・自動火災報知設備・自動閉鎖設備・非常警報設備
- 中央監視制御設備工事
- 医療関係設備工事
  - 非接地電源用分電盤
  - ナースコール設備
- 設備仮設工事
- 設備撤去工事

機械設備工事
- 空気調和設備工事
  - 空気調和機(ﾕﾆｯﾄ型空調機・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機・ｶｾｯﾄ型ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ等)・送風機・ポンプ
  - ダクト類(ﾀﾞｸﾄ・ﾀﾞｸﾄ付属品・制気口・ﾀﾞﾝﾊﾟｰ)
- 自動制御設備工事
- 給排水衛生設備工事
  - 衛生器具・消火器具(不活性ｶﾞｽ消火・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ等)・配管設備
- 昇降機設備工事(エレベーター)
- 医療ガス設備工事
- 設備仮設工事
- 設備撤去工事

上記に記載されている以外にその他の設備等が設置されている場合がある。

医療機器・器具類・備品は本工事に含まない。本工事に含む場合は、設計・施工要綱書等に記載する。

但し、機器・器具類取付の為の補強・電源・通信線等は本工事に含む。

5. 工事価格・工期等の協議

(1) 工事期限は受注者の提案による工程をもとに、発注者、受注者の協議の上、工事期限を定めるものとする。

(2) 各工事場所毎の設計が終了した段階で、その工事の内訳明細書を作成する。
内訳明細書は、工事種別(建築・電気・機械)、詳細種別毎に作成し設計数量・単価・金額を記入したものを発注者、受注者協議のうえ、作成する。
内訳明細書は、材工共で計上し、工費などの一式計上は可能な限り避けること。
また、金額の合計は、契約金額に合わせること。
内訳明細書等の根拠となる資料を提出すること。

(3) 設計・工法・工期の変更により契約金額の増減が必要となった場合の、契約金額の増減を協議する資料として、上記の内訳明細書を使用する。
内訳明細書に記載の無い項目が生じた場合は、発注者、受注者の協議の上単価などを定めるものとする。

(4) 内訳書は営繕積算システムRIBCを使用して作成することが望ましい。

6.その他

●設備機器・医療機器の設置等に対する構造検討について
設備機器や医療機器の設置等に伴い、既存建物の構造確認が必要な場合は、監督職員の指示により、既存構造図や構造計算書を確認し、その安全の検討を行うこと。

●関係機関等との協議等について
①実施設計にあたり、必要に応じて、医療機器メーカー、消防署等と協議を行うこと。
②工事実施にあたり、必要となる関係官公署への申請・届出等を行うこと。
尚、発注者を通じて申請・届出を行うものについては、事務処理期間を考慮してその手続きを依頼すること。

●設計・工事に関する注意点
①病院を運用しながらの工事となることから工期、工法に十分注意を払うこと。
②コスト縮減にかかる施工を配慮した設計に心がけること。
③監督職員のほか、関係者と十分な打合せのうえ、設計図書を作成すること。

●設計図面などの提出時期について、受注者の提案による工程を元に設計作業工程を作成し、監督職員に提出し承認を受けること。

●病院敷地内は、禁煙であるのでこれを順守すること。
敷地内での喫煙が認められた場合は、喫煙者の立入の制限だけでなく、工事を一時中断し再発防止の措置を監督職員が認めるまで工事の再開を許可しないので十分注意すること。

●本工事は、工事完了部分を順次使用しながら工事を進める必要があることから、工事の完了した部分から発注者が使用することを認めるものとする。

●病院敷地内への車両の乗り入れは、工事資機材等の搬出入に限る。この場合も搬出入が終われば速やかに退出すること。病院敷地内への工事車両の駐車は、やむをえない限り許可しないので注意すること。

Ⅱ. 設計仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、設計業務委託共通仕様書（平成22年度版）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 基本設計（建築）に関する業務
- 基本設計（設備）に関する業務

b. 実施設計

- 実施設計（建築）に関する業務
- 実施設計（設備）に関する業務

c. 設計意図の伝達業務

- 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

※下記に記載されていない各関係機関との協議、各種申請書の作成及び手続きなどは、全て一般業務に含まれるものとする。

[内訳書等作成]

- 数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積書の徴集
- 見積検討資料の作成

[協議・申請関係]

- 確認通知申請協議及び資料作成業務
- 消防用設備等の設置緩和に係る協議及び資料作成業務

[その他]

- 建築計画の企画、立案に係る業務
- 既存建築物（改修範囲）及び周辺に関する調査、実測(既存図面等の確認)
- 関係機関・機器メーカー等との調整
- 各種法令上の制約条件の調査（防災計画書等既存各種申請書の確認）
- 騒音測定調査・室内騒音検討及び報告書作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

適用基準等の年版等は最新版による。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 官庁施設の基本的性能に関する技術基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 大阪府福祉のまちづくり条例(大阪府住宅まちづくり部建築指導室企画課)
- 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱(建築物編)(大阪市福祉局)
- その他関係法令(医療法・医療法施行規則)等

b. 一般営繕

- 市設建築物の耐震計画技術指針(大阪市都市整備局営繕部平成9年4月)
- 安全設計マニュアル(営繕施設)(大阪市都市整備局公共建築部平成19年4月)
- 設計要領(建築)(大阪市都市整備局公共建築部)

c. 建築積算

- 建築工事内訳書作成要領(大阪市都市整備局公共建築部)

(3) 提出書類

設計業務委託共通仕様書による

(4) 業務計画書

設計業務委託共通仕様書による

(5) a. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、プロポーザル実施時に提案された管理技術者であること。

- 建築士法(昭和25年法律　第202号。以下同じ)第2条第2項に規定する一級建築士

b. 設備主任技術者の資格要件

設備に関する業務について、次の資格を有する主任技術者を定めること。

- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 貸与資料等　　● を適用する　　・ は適用しない

貸 与 資 料	譲 渡 資 料
a. 共通	
● 設計要領	●監督職員通知書
● 基本計画・基本設計関係図書	・ 計画通知等関係用紙
・ 公共建築物の外部空間デザインマニュアル	・ 敷地測量図
・ 大阪市色彩計画景観ガイドブック	（丈量図、道路明示、境界確定図他）
・ 地質調査報告書	
● 市設建築物の耐震計画技術指針	
● 既設建物現況図及び防災計画書・構造計算書等	●その他必要な資料等
可能な限り既設建物ﾏｲｸﾛﾃﾞｰﾀｺﾋﾟｰ貸与又は施設保管設計書を貸与する。ただし、必要に応じて現地調査（確認）・実測を行うこと。	
b. 一般営繕	
● 基本設計書作成規準	
● 実施設計作成規準	
・ 構造設計基準	
・ 面積計算図（厚生労働省基準面積）の作成要領	
・ 市設建築物設計指針（環境編）	
・ 市設建築物設計指針（ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄ編）	
・ 特記仕様書（CADﾃﾞｰﾀ：JWC形式）	
・ 標準図（実施設計成果物等に示す）CADﾃﾞｰﾀ	
・ 標準図（実施設計成果物等に示す）標準明細書	
・ 屋外標準図及び標準参考数量算出書	
・ 大阪市学校建築工事建築構造設計要領書	
c. 建築積算	
（学校・一般営繕）	
● 建築工事内訳書作成要領（大阪市都市整備局公共建築部）	
● RIBC関係FD	
（共通）	
● 参考見積比較表	
・ ｺﾝｸﾘｰﾄ温度補正算定表	
● 取り壊し発生材リスト	
・ 躯体数量ﾁｪｯｸﾘｽﾄ（増築・耐震改修用）	
● 改修工事積算における施工条件等の確認事項	
・ 積算チェックリスト	

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は監理(管理)技術者が必要と認めた時

(8) その他、工事の履行に係る条件等

(a) 成果物の提出場所　　大阪市民病院機構総務部施設課

(b) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(c) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

① 写真は、委託者及び発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において著作者名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物、提出部数等(基本・実施設計)　　●を適用する　　・ は適用しない

成 果 物 等	原本	背張り製本	その他	摘要
a. 建築(総合)				
●建築(総合)設計図	トレーシングペーパー A1 1部	A1 1部 A3 3部		電子データ共 CAD及びPDF 原図は三つ折図面ケースに格納のこと
b. 建築(構造)				
・ 建築(構造)設計図 (構造計算書及び構造計算データ)				
c. 建築(積算)				
●積算数量算出書 ●内訳明細書 ●別紙明細書 ●別紙内訳書 ●代価表 ●単価に関する資料 (見積書、見積比較表、単価根拠等) ●内訳書作成資料	A4		各1部	電子データ共
d. 設備(電気)				
●設備設計図(電気設備)	建築(総合)設計図に同じ	建築(総合)設計図に同じ	建築(総合)設計図に同じ	建築(総合)設計図に同じ

成 果 物 等	原本	背張り 製本	その他	摘要
e. 設備(機械) ●設備設計図(機械設備)	建築(総合) 設計図に同じ	建築(総合) 設計図に同じ	建築(総合) 設計図に同じ	建築(総合) 設計図に同じ
f. 設備(積算) ●積算数量算出書 ●内訳明細書 ●別紙明細書 ●別紙内訳書 ●代価表 ●単価に関する資料 (見積書、見積比較表、単価根拠等)	A4		各1部	電子データ共
g. 設備(その他) (機械) ・ 給水量等の算定計算書 ・ 受水量等の容量算定計算書 ●ポンプ類の決定計算書 ●配管・ダクト径の決定計算書 ●熱負荷計算書 ●送風量算定計算書 ●水量等算定計算書 ●換気量算定計算書 ●機器類容量算定計算書 ・ 熱交換器等容量算定計算書 ・ 防振装置の決定計算書 ・ 発生及び減衰騒音計算書 (電気) ●照明計算書 ●負荷設備容量算出表 ●幹線計算書 ●変圧器容量計算書 ・ 短絡電流計算書 ・ 蓄電池容量計算書 ・ 自家発電設備計算書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ コスト縮減検討項目及び計算書	一式	監督職員の 指示による	監督職員の 指示による	電子データ共

成 果 物 等	原本	背張り 製本	その他	摘要
h. その他				
●設計作業工程表	A3		1部	
●業務報告書	A4		1部	
●各種申請書、届出書等 （Ⅱ.1.⑵[協議・申請関係]による必要書類）				
●設計図書を補完する説明図				
●概略工事工程表				
●法令関係 ・建築基準法関連 ・消防法関連 ・条例関連	一式	監督職員の指示による	監督職員の指示による	電子データ共
●打合せ記録				
●その他設計及び建設に必要な各種書類等				
i. 資料				
●各種技術資料	一式	監督職員の指示による	監督職員の指示による	電子データ共
●各記録書				
●提出図書、提出資料の電子データ				
●一般業務、追加業務に係る資料 （添付用書類、参考資料、計算内訳、根拠資料など）				

（注）： 設計図面原寸ｻｲｽﾞは、原則A1版とする（規模により監督職員の了承の場合A2版を可とする）。

： 設計図面は、原図・電子データ（CAD及びPDF）各1部とA3版コピー3部提出とする。
なお、CADデータの保存形式等については、業務着手時に監督職員と協議すること。

： 背張り製本は、建築・電気・機械で分冊すること。
また、製本後の厚さが30mmを超える場合は適宜分冊すること。

： 建築（構造）の成果物は建築（総合）の成果物の中に含めることができる。

： 撤去図は、原則、改修図と対比配置又は改修図の前後に配置する。

： 成果物は、監督職員の指示により、製本する。

： 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「都市整備局営繕事業に係る電子納品(建築・建築設備)に関する手引き(案)」による。

基本設計に関する一般業務の範囲

（別紙）

項目		業務内容	対象業務範囲			大阪市民病院機構（設計担当者）の業務範囲（参考）		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
(1)設計条件等の整理	（ｉ）条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	○	―	○	○	―	○
	（ⅱ）設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。	○	―	○	○	―	○
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	（ｉ）法令上の諸条件	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	○	―	○	○	―	○
	（ⅱ）建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。	○	―	○	○	―	○
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給情況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行う。	―	―	―	―	―	―
(4)基本設計方針の策定	（ｉ）総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	○	―	○	○	―	○
	（ⅱ）基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。	○	―	○	○	―	○
(5)基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。	○	―	○	―	―	―
(6)概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。	○	―	○	―	―	―
(7)基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	○	―	○	○	―	○

○：対象業務
―：対象外業務

実施設計に関する一般業務の範囲（建築・設備）　　（別紙）

項目		業務内容	対象業務範囲		大阪市民病院機構（設計担当者）の業務範囲（参考）	
			建築（総合）	設備	建築（総合）	設備
(1)要求等の確認	（ｉ）建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	○	○	○	○
	（ⅱ）設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。	○	○	○	○
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	（ｉ）法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	○	○	○	○
	（ⅱ）建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計について必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。	○	○	○	○
(3)実施設計方針の策定	（ｉ）総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	○	○	○	○
	（ⅱ）実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	○	○	○	○
	（ⅲ）実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。	○	○	○	○
(4)実施設計図書の作成	（ｉ）実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。	○	○	―（既存図面、標準図等を提供する）	―（既存図面、標準図等を提供する）
	（ⅱ）建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。	○	○	―	―
(5)概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成（予算との整合を確認）する。	○	○	○	○
(6)実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	○	○	○	○

○：対象業務　　―：対象外業務

（なお、上記の業務において必要となる建築主（病院担当者）との直接の調整については、原則、大阪市民病院機構設計担当者のみが行うものとする。）

既存設備メーカー等一覧

建築	サイン(案内表示)	文栄堂			
	システム天井	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ			
	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ	TOSO			
	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ	ﾅｶ工業			
	鍵	ﾕｰｼﾝｼｮｳﾜ			
	自動扉	ﾅﾌﾞｺﾄﾞｱ			
電気設備(強電)	受変電設備	東芝	ダイヘン	かわでん	因幡電機製作所
	低圧主幹分岐設備	因幡電機製作所	かわでん		
	動力制御盤	因幡電機製作所	かわでん		
	分電盤・開閉器盤	日満	かわでん	内外電機	森井電業
	照明器具	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	三菱電機	ヤマギワ	
	配線器具	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	アメリカン電機		
	照明制御	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸESｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ			
	絶縁監視装置	光商工			
	無停電電源装置	明電舎	三菱電機	東芝	
電気設備(弱電)	端子盤	日満	かわでん	日東工業	
	構内情報通信網設備(LAN)	NEC			
	構内交換設備(電話)	NEC(NESIC)	富士通(都筑電気)		
	監視カメラ設備	JVCｹﾝｳｯﾄﾞ			
	情報表示設備(出退表示)	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ			
	情報表示設備(電気時計)	精工舎			
	誘導支援設備(ﾄｲﾚ呼出)	ケアコム			
	誘導支援設備(待合呼出)	アイホン			
	テレビ共同受信設備	YAGI			
	自動火災報知設備	ホーチキ			
	自動閉鎖設備	ホーチキ			
	非常警報設備	JVCｹﾝｳｯﾄﾞ			
	病棟電気錠	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸESｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ			
	ICｶｰﾄﾞ電気錠・出退勤ｼｽﾃﾑ	アマノ(NEC)			
	中央監視制御設備	富士通(日新電設)			
医療関係設備	非接地電源用分電盤	日満	かわでん		
	非接地電源用絶縁監視装置	光商工			
	ナースコール設備	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸESｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ			
	ナースコール設備(PHS連動)	NEC(協和ﾃｸﾉﾛｼﾞｨｰｽﾞ)			
空気調和設備	空気調和機(ﾕﾆｯﾄ型空調機)	松下電工	新晃工業		
	空気調和機(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機)	三菱電機	日立		
	空気調和機(ｶｾｯﾄ型ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ等)	三菱電機	新晃工業	木村工機	
	送風機				
	ポンプ	川本ポンプ	荏原	鶴見ﾎﾟﾝﾌﾟ	
	自動制御設備	AZUBIL			
給排水衛生設備	衛生器具	TOTO			
消火設備	消火器具(不活性ｶﾞｽ消火)	HATSUTA			
	消火器具(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ等)	HATSUTA			
昇降機設備	エレベーター	東芝エレベーター			
医療ガス設備	医療ガス設備	ｾﾝﾄﾗﾙ・ﾕﾆ(ｴﾌｴｽ・ﾕﾆ)			
リニア搬送機設備	リニア搬送機設備	S&Sエンジニアリング			
中央集塵設備	中央集塵設備	日本シューター			

工事提出書類について

・下記の書類を一冊のファイルに綴じて提出する。（ファイルサイズはＡ４・１０センチ）
・ファイル表紙に年度・工事件名・契約番号・工期・請負者名を記入
・ファイル背表紙に年度・工事件名・請負者名を記入

書類名	部数	提出時期			摘　　要
		契約後速やか	施工中	完了時	
総合施工計画書	1	○			表紙・目次・項目1-11・その他
工事着手届	1	○			
労災保険加入証明書	1	○			請負金額300万円以上
現場代理人届	1	○			現場代理人は常駐とする。
現場代理人が請負者に所属することを証する書面の届出	1	○			現場代理人届に添付する。
主任技術者 監理技術者　届 専門技術者	1	○			・監理技術者は下請契約代金額の総額が建築工事4,500万円以上（設備工事3,000万円以上）の場合に提出する。 ・請負金額が建築工事5,000万円以上（設備工事2,500万円以上）の場合、主任技術者又は監理技術者は専任とする。 ・専門技術者は建築一式工事の一部である専門工事並びにそれに付帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合に提出する。
主任技術者等が請負者に所属することを証する書面の届出	1	○			主任技術者届等に添付する。
現場勤務員届	1	○			工事着手届と同時に提出する。
電気保安技術者届	1	○			必要な場合
工事工程表	1	○			契約後21日以内に提出（契約約款第4条）
工事代金内訳書	1	○			
院内作業における誓約書	1	○			
特定元方事業の同意について	1	○			特定元方事業者の指名を受けた場合
下請負人通知書（当初・追加）	1		○		下請契約工事のある場合、当該工事着手前に提出する。
建設業の許可票の写し（元請・下請）	1	○	○		総合施工計画書に添付する。
施工体制台帳など	1		○		建設業法により必要な場合
工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）登録の写し	1	○	△	○	請負金額５００万円以上 各事実発生後、10日以内に登録を行う。
建退共掛金収納書（原本）	1	○			契約後1か月以内 契約金額が建築工事3,000万円以上(設備・土木工事2,000万円以上)
共済証紙購入枚数説明書	1	○			
共済証紙購入・貼付枚数最終報告書	1			○	
工事前払金申請書	1	○			必要な場合 請求書を添付する。
覚書（施工図受領印）	2		○		施工図提出前に提出する。病院局保管分の1通については印紙貼付のこと。
工事記録表	1		○		作業日毎に作成、提出する。
工事履行報告書	1	○	○		契約後21日以内に提出 工事終了まで毎月15日に提出
使用機器材承諾願	2		○		設備工事のみ提出。1部返却。
施工図・機器承認図	2		○		１部返却
検査願	1		○		必要な場合
質疑書（回答書）	1		○		様式は任意
工事完成届	2			○	
請求書	1	△	△	○	前払金・部分払・完成等、請求がある場合
手直し完了届	2			△	検査時に手直しの指示があった場合
産業廃棄物処理計画書	1		○		当該工事着手前に提出する。
産業廃棄物処理契約書の写し	1		○		産業廃棄物処理計画書に添付する。
産業廃棄物処理マニフェスト（原本）	1			○	照合後返却。
同上のコピー	1			○	同上のコピー
産業廃棄物搬送時の経路図	1			○	特管産廃又はアスベストを含む場合は搬送時の経路の追跡写真
念書（産業廃棄物処理に係わる）	1		○		産業廃棄物が少量等で監督職員の承認を受けた場合。
納入機器　関係書類	1			○	□図面　□試験成績書　□取扱説明書　□保証書
試験成績書など	1			○	□絶縁測定　□照度測定　□耐圧試験　□調整データなど
工事写真	1			○	□工事アルバム □工事写真データ（ＣＤＲ）又はネガフィルム
その他必要な書類			○	○	監督職員に指示により、必要に応じて適宜提出。
契約書（表紙）の写し	1			○	契約書（表紙）の写し
工事完成図（原寸大Ａ４折）	1			○	工事完成図（原寸大Ａ４折）

書式について、ひな型が無いものについては、「工事請負契約等に関する提出書類一覧表」（平成22年4月　大阪市都市整備局）によるほか、監督職員の指示による。なお、上記提出書類一覧表は、大阪市役所HPに掲載（大阪市事業者の方へ＞入札契約情報＞入札・契約のお知らせ＞都市整備局入札・契約のお知らせ）

※上記ファイル綴とは別に提出

工事完成図（背張り製本）	4			○	A1サイズ(2部) A3サイズ(2部)
納入機器　関係書類	1			○	□図面　□試験成績書　□取扱説明書　□保証書

名称	手術室増設等設計及び改修工事 （大阪市立総合医療センター外１棟）
設計･工事費総額	金　　円
設計･工事価格	金　　円
消費税及び 地方消費税相当額	金　　円

金額内訳明細書

種別			設計・監理費	建築工事費	電気設備工事費
総合医療センター	1階	ホールのPFM面談ﾌﾞｰｽ設置			
	1階	入退院センターのPFMへの転用			
	1階	AU-1改修			
	1階	レストラン跡地の外来及び処置室への転用			
	3階	ICU跡地の手術室への転用			
	4階	診療部長室等・事務室・管理職・カルテ庫跡地の重傷病床（ICU）への			
	12階	すみれ12病棟の外来化学療法・短期入院手術病棟への転用			
		リニア搬送機の気送管への換装			
	小計				
都島センタービル	1階	操車場跡地のレストラン・倉庫・トリアージスペースの転用			
	4階	交通局事務室跡地の医務監室等への転用			
	5階	備蓄庫、研修室、実習室跡地の管理職室・事務室等への転用			
	6階	図書室等跡地の診療部長室等への転用			
	8階	研修室の改修			
		電気錠設備の設置			
		エレベーター換装			
	小計				
諸経費	技術経費				
	諸経費				
	共通仮設費				
	現場管理費				
	一般管理費				
	小計				
合計					
消費税					
総合計					

情報通信網 （LAN） 設備費	機械 設備 工事費	気送管 設備 工事費	エレベーター 設備 工事費	小　　計